

特許権	判決年月日	平成31年3月26日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10032号		
○ 発明の名称を「直接法による複合材料部品の製造のための一定の幅を有する新規の中間材」とする発明についての特許に係る特許を取り消した決定について、訂正要件の判断に誤りがあるとして、決定を取り消した事例				

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消

(関連条文) 特許法120条の5第9項, 126条5項

(関連する権利番号等) 異議2016-700688号, 特許第5854504号

判 決 要 旨

1 本件は、原告の特許について特許異議の申立てがされたところ、特許庁が、原告の訂正請求は認められず、本件特許には原文新規事項違反等の無効理由があるとして、特許取消決定をしたため、原告が、その取消しを求めた事案である。

2 本判決は、原告の訂正請求は本件特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（以下、これらを併せて「本件特許明細書等」といい、明細書及び図面を併せて「本件明細書」という。）に記載した事項の範囲内においてしたのではなく、新規事項の追加に当たるから、訂正要件に適合しないとした本件決定の判断について、要旨次のとおり判断し、訂正要件の判断に誤りがあるとして、本件決定を取り消した。

(1) 本件訂正後の請求項1の「複数のストランド又は長繊維間に間隔が存在しない」という事項

本件明細書には、「本発明」の実施の形態として、1つのストランド（長繊維の集合体）又は複数のストランド（各々が長繊維の集合体）から成る「リボン」を作製するに当たり、1つ又は複数のストランドを、拡幅バーにより幅を拡幅し、次いで、拡幅したストランドを所与の幅の開口部を規定する寸法取り器上を通過させることによって、所望の幅を有する一方向層が得られること、これにより一方向層の層の幅は、材料中のいかなる間隔又は重なり部分をも最小にし、さらに回避することによって調整することができ、その結果、層の内側のストランド間に緩い空間が存在しないことの開示がある。

そして、複数のストランドの集合体が、「接近して配置され、間隔又は重なり部分をも最小にし、さらに回避する」とは、「間隔が存在しない」ことと同義であると解されるから、「複数のストランド又は長繊維間に間隔が存在しない」ようにして、「複数のストランド又は長繊維」を所望の幅に作製しているものと理解できる。

- (2) 本件訂正後の請求項1の「布材料を…1超から10の圧縮比で適用する工程」という事項

本件明細書には、ポリマー接着剤と「一方向リボン」（一方向層）の間の接着は、ポリマー接着剤の高温で粘着性である性質を利用して加熱し、その後冷却することにより達成されるものであり、ポリマー接着剤としては、「布又は不織布、特に熱可塑性材料の場合」があること、冷却後にストランド又は長繊維とのこれらの接着を可能にするためには、「不織布」をリボンとの結合に先立って加熱段階にかけて、ポリマーを軟化及びさらに融解させること、熱圧着の段階で、加熱及び圧力条件を、「不織布」を構成する材料及び厚さに適合させることにより、結合の前後で、「不織布」に関して圧縮比を1から10に達成できることの開示がある。

上記開示事項によれば、「不織布」に関して、結合の前後で、上記圧縮比を達成できるのは、熱可塑性材料のポリマー接着剤である「不織布」における加熱段階にかけてのポリマーの軟化及び融解という性質に基づくものと理解できるから、ポリマー接着剤が「熱可塑性布」である場合にも、加熱段階にかけて、ポリマーを軟化及び融解させ、上記圧縮比を達成できるものと理解できる。

- (3) 本件訂正後の請求項1の「不織布又は布材料の総重量（1m²あたり）が中間材の総重量（1m²あたり）の（6／132）×100%未満であり」という事項

本件明細書の記載から、圧縮比1で（圧力を加えずに）面密度「6g/m²」の「不織材料」を面密度「126g/m²」の「1本の炭素ストランド」に結合させて「リボン」（中間材）を作製した場合には、「不織布の総重量（1m²あたり）」の「中間材の総重量（1m²あたり）」に対する百分率は「（6／132）×100%」となることを理解できる。

そして、①炭素ストランドと結合される前に、加熱によりポリマーが軟化及び融解され、艶出し機により圧縮された不織材料は、面方向へと拡張されるから、その面密度は、圧縮比1の場合よりも減少することは自明であること、②一方、炭素ストランドは、軟化及び融解される工程を経るものではなく、一方向層と不織布との結合の前後を通じて、その面密度に変動はないことから、「1本の炭素ストランド」と「不織材料」を結合させた「リボン」においては、「不織布の総重量（1m²あたり）」の「中間材の総重量（1m²あたり）」に対する百分率は「（6／132）×100%未満」になることを理解できる。

- (4) 以上のとおり、上記(1)ないし(3)の事項に係る訂正は、本件明細書に直接的な記載はないが、本件明細書のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではないから、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものといえる。